

西予市地域貢献研究事業補助金交付要綱

令和元年7月12日

西予市告示第18号

(目的)

第1条 この告示は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。)のうち、短期大学、大学及び大学院(以下「大学等」という。)が実施する地域貢献やまちづくりに資する研究を行うことを目的とした事業に要する費用の一部を補助することにより、本市の教育、文化及び、産業の発展を図るため、予算の範囲内で西予市地域貢献研究事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、経済の活性化、まちづくりや住民福祉の向上に関する事等、本市の地域課題並びに行政課題の解決に資する研究を行う大学等とする。

2 補助金を活用し、研究を行うことができる者(以下「研究者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 大学等の教員(非常勤講師等を除く。)

(2) 大学院修士課程(大学院博士前期課程)、大学院博士課程(大学院博士後期課程)又は専門職大学院に在籍する学生

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、研究者の研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要な経費とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、食糧費及び施設整備に係る経費については、この限りでない。

(1) 報償費 報酬、手当及び賃金を除いた経費

(2) 旅費 移動に要する経費

(3) 消耗品費 取得後概ね1年以内に消耗する物品で1個の取得価格が1万円未満のものの購入に要する経費(参考図書を購入については、研究者一人につき5冊以内とする。)

(4) 印刷費 印刷及び製本に要する経費

(5) 通信運搬費 郵便、電話その他通信に要する経費

(6) 使用料及び賃借料 機器類等の賃借に要する経費

(7) その他研究に要する経費で市長が必要と認めるもの

2 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、次の各号

の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 前条第1号に規定する研究者 50万円

(2) 前条第2号に規定する研究者 15万円

(補助金を交付しない研究)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる研究者が行う研究については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

(1) 第14条の規定により、補助金の交付決定の取消し(研究者の責めによるものに限る。)を受けた申請に係る研究者 取消し決定があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で、当該取消しの理由となった事項を勘案して相当と認められる期間

(2) 前号の規定にかかわらず、過去2年度以内に大学等の信用を著しく失墜させる行為等を行ったと市長が認めた研究者 当該行為等があったと認定された年度以降10年以内の間で、当該行為等の内容を勘案して相当と認められる期間

2 国、地方公共団体又は公益法人等(公益法人以外の民間団体を除く。)から補助金等の交付を別に受けている又は受ける予定の研究については、補助金を交付しない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市地域貢献研究事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、申請書を受領し、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、西予市地域貢献研究事業補助金交付決定(変更)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、その理由を付して補助金の不交付を決定し、西予市地域貢献研究事業補助金不交付決定通知書(様式第2号の2)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の通知又はこれに付された条件に不服があるときは、通

知を受けた日から30日以内に、西予市地域貢献研究事業補助金交付申請取下げ承認申請書(様式第2号の3)に関係書類を添えて提出し、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなし、西予市地域貢献研究事業補助金交付申請取下げ承認通知書(様式第2号の4)により申請者に通知するものとする。

(研究計画の変更)

第8条 補助事業者は、研究者が次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、西予市地域貢献研究事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更

- ア 補助対象経費の20パーセント以上の増減をしようとするとき。
- イ 収支予算書(様式第1号別紙3)の経費間の流用を行う場合であって、当該経費を比較し、高い額の10パーセント以上の範囲で流用を行うとき。
- ウ 収支予算書の経費間の流用を行う場合であって、申請時に計上していない、新たな経費へ流用を行うとき。

(2) 西予市地域貢献研究事業研究実施計画書(様式第1号別紙2)の内容の重要な変更をしようとするとき。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めたときは、第6条第1項の規定を準用する。

(研究の実績報告)

第9条 補助事業者は、研究者が補助金に係る研究を終了したときは、終了後30日以内又は当該年度末までのいずれか早い日までに、西予市地域貢献研究事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、実地調査等によってその成果が補助金の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、西予市地域貢献研究事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市地域貢献研究事業補助金精算払請求書(様式第6号。以下「請求書」とい

う。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、西予市地域貢献研究事業補助金概算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者又は研究者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示及び補助金の交付条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 期限までに実績報告書が提出されないとき。

(4) 研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費以外に補助金を使用しているとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、西予市地域貢献研究事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)にて、補助事業者に通知するものとする。

(研究成果の公表等)

第15条 補助金の活用により研究を行った者は、その研究の成果を市長に報告するほか、広く公表するものとする。この場合において、公表する印刷物等には、補助金を受けて行った研究である旨を明記しなければならない。

2 市長は、実績報告書、研究事業の成果等の全部又は一部を印刷、西予市ホームページ等により公表することができる。

3 市長は、研究事業の成果の全部又は一部を市の施策に反映することができる。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和2年西予市告示第73号](#))

この告示は、公布の日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則([令和2年西予市告示第163号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和3年西予市告示第7号](#))

この告示は、令和3年3月1日から施行する。ただし、様式第3号から様式第5号までの改正規定については、令和3年4月1日から施行する。

附 則([令和3年西予市告示第77号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和4年西予市告示第19号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和4年西予市告示第138号](#))

この告示は、公布の日から施行する。